三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
松山市市坪南三丁目九一〇番一二地先から同市余戸南二丁目六九〇番一地先まで	七・二五～三五・四八メートル	一・六三九キロメートル

四　指定する期日　平成二十七年三月二十一日

○四国地方整備局告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から二週間四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　五十六号及び三百二十号

三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
宇和島市津島町岩松甲二一八四番一地先から同市津島町高田丁一八七番一地先まで	〇・〇～一二二・八〇メートル	三・四七四キロメートル

四　指定する期日　平成二十七年三月二十一日

○四国地方整備局告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から二週間四国地方整備局及び同局土佐国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　五十五号及び四百九十三号

三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
南国市伊達野字池田四一三番一地先から高知市五台山字五郎右衛門井表四八二番四地先まで	一〇・一四～一三一・六七メートル	五・一五二キロメートル

四　指定する期日　平成二十七年三月二十二日

○四国地方整備局告示第二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号及び四百九十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
南国市物部東横田七四三番一から高知市知寄町二丁目三一三番まで	前	A　二〇・九五～六八・〇〇メートル	一一・二一五キロメートル	上記A・B・C・D・E及びFは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D・E・F　二〇・五〇～四五五・〇〇	一二・六一六	
	後	A　二〇・九五～六八・〇〇	一一・二一五	
		B・C・D・E・F　一〇・一四～四五五・〇〇	一二・六一六	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十五号及び四百九十三号	南国市伊達野字池田四一三番一地先から高知市五台山字五郎右衛門井表四八二番四地先まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月二十二日十七時三十分

○四国地方整備局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号及び三百二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宇和島市津島町岩松甲二二二九番から同市高串字屋敷田一番耕地一〇二四番二まで	前	A　六・八〇～七七・七四メートル	一七・九二二キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D　一〇・一四～二五九・〇五	一七・九二九	
	後	A　六・八〇～七七・七四	一七・九二二	
		B・C・D　一〇・一四～二五四・〇〇	一七・九二四	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号及び三百二十号	宇和島市津島町岩松甲二一八四番一地先から同市津島町高田丁一八七番一地先まで	四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月二十一日十六時

○四国地方整備局告示第三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号